

平成24～25年度総括

群馬県立都市公園指定管理者評価報告書
【つつじが岡公園】

平成26年9月

群馬県立都市公園指定管理者評価委員会
事務局：群馬県県土整備部都市計画課

目 次

1	指定管理者制度の概要と評価の目的	1
2	群馬県立都市公園指定管理者評価委員会	2
	（1）評価委員会の概要	
	（2）評価方法	
	（3）評価基準	
	（4）評価委員会実施状況	
3	つつじが岡公園指定管理者の総合評価結果	5
	（1）評価結果	
	（2）評価総評	
4	つつじが岡公園指定管理者の評価総括	5

1 指定管理者制度の概要と評価の目的

公の施設の管理に民間の知識・能力を活用して住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること等を目的に平成15年の地方自治法（昭和22年法律第67号）改正によって「指定管理者制度」が導入され、従来、公社・事業団等に委託先が限定されていた公の施設の管理について、民間事業者も管理運営主体となることができることとなった。

これに伴い、平成18年度から群馬県県土整備部が所管する供用中の5県立都市公園においても、指定管理者制度を導入した。

指定管理者の業務内容については、公園管理者と指定管理者との間で締結された協定書及び仕様書に基づき履行確認がなされているが、指定管理者制度は、公の施設を一定の裁量を付与した上で民間事業者へ委ねる制度であり、履行確認のみならず、管理・運営に対する適切な評価・モニタリングが重要となる。

「群馬県立都市公園指定管理者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）は、第三者の立場から指定管理者の業務実施状況を客観的に評価するとともに、今後の業務改善に反映させるために設置されたものである。

- ※公園管理者：公園を設置管理する者（群馬県県土整備部都市計画課・土木事務所）
- ※指定管理者：群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条に基づき知事が指定した公園を管理運営する者

本報告書の対象となる県立都市公園及び指定管理者は、次のとおり。

■本報告書対象県立都市公園

公園名	つつじが岡公園
公園種別	総合公園
供用開始 経緯	大正12年4月 供用開始※
	平成26年4月廃止 (館林市へ移管)
供用面積	12.9ha

※ 都市公園としての供用開始は、昭和32年7月。

■本報告書対象県立都市公園指定管理者

公園名	指定管理者	指定期間
つつじが岡公園	館林市	H24.4.1～H26.4.1※

※つつじ岡公園は、平成26年4月1日で館林市へ移管したため、同日付けで指定管理者の指定を取り消している。

2 群馬県立都市公園指定管理者評価委員会

(1) 評価委員会の概要

評価委員会は、対象となる全公園について総合的に評価を実施する本部委員と、公園利用者の視点でそれぞれの公園のみの評価を実施する地元委員により組織される。委員の構成は次表のとおり（敬称略）。

本部委員	つつじが岡公園地元委員
委員長 ・小林 享 （学識経験者） 委員 ・南 賢二 （学識経験者） ・藤井 良昭 （社会保険労務士） ・吉永 哲也 （中小企業診断士） ・石澤 知子 （一級造園施工管理技士・一級建築士） ・中村 京子 （群馬県女性団体連絡協議会顧問）	・寺内 吉一 ・菅沼 志津子 ・篠原 勇一

(2) 評価方法

以下2点の方法により、評価を行った。

- ①現地調査及び指定管理者ヒアリング（各年度2回）
- ②「指定管理者によるセルフモニタリング」及び「県によるモニタリング」の確認（各年度4回：四半期ごと）

また、評価項目は以下のとおり。

○維持管理業務

- ①清掃（屋内部分：建物・トイレ等）
- ②清掃（屋外部分：園路・駐車場・広場等）
- ③清掃（その他：遊具・ベンチ等）
- ④植物管理（中高木）
- ⑤植物管理（低木）
- ⑥植物管理（芝生・花壇等）

○運營業務

- ①利用実績・運営企画
- ②受付接客
- ③広報・広聴
- ④県民の参画

○自主事業

- ◎総合評価：各公園の特徴を考慮の上、評価項目ごとの重みの違いを勘案し、総合的に評価したもの

(3) 評価基準

次表の基準により4段階で評価を行った。

評価	説明
A	仕様書等に基づいて立てられた事業計画どおりの成果・実績があり、加えて施設設置目的及び指定管理業務の向上に向け、独自の創意工夫を行っている。
B	仕様書等に基づいて立てられた事業計画の履行が、ほぼ満足されている。
C	仕様書等に基づいて立てられた事業計画の履行すべき事項の中に、取組の弱いものがある。
D	仕様書等に基づいて立てられた事業計画の内容に不履行がある。

(4) 評価委員会実施状況

年度	回数	実施日	場所	主な内容
H24 年度	第1回	平成 24 年 7 月 20 日	県庁	評価委員会の設置目的・評価手法及び各公園の概要等の説明
	第2回	平成 24 年 8 月 21 日	つつじが岡公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査 ・ モニタリングシート確認 (H24 年度第 1 四半期) ・ H24 年度管理運営状況審議
	第4回	平成 24 年 11 月 29 日	つつじが岡公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査 ・ モニタリングシート確認 (H24 年度第 2 四半期) ・ H24 年度管理運営状況審議
H25 年度	第1回	平成 25 年 5 月 23 日	つつじが岡公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査 ・ モニタリングシート確認 (H24 年度第 4 四半期) ・ H24・25 年度管理運営状況審議 ・ H25 年度管理運営方針・事業計画書の審議
	第2回	平成 25 年 9 月 3 日	県庁	H24 年度評価の確定
	第3回	平成 26 年 1 月 21 日	つつじが岡公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前通知をしない現地調査 ・ モニタリングシート確認 (H25 年度第 1・2 四半期) ・ H25 年度管理運営状況審議
H26 年度	第2回	平成 26 年 9 月 9 日	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 年度評価の確定 ・ H24～25 年度総括評価の確定

3 つつじが岡公園指定管理者の総合評価結果

(1) 評価結果

公園名	年度総合評価		全体総合評価
	24年度	25年度	
つつじが岡公園	B	B	B

※総合評価とは、各公園の特色を考慮の上、評価項目ごとの重みの違いを勘案し総合的に評価したものである。

(2) 評価総評

全体総合評価は「B」評価で、おおむね良好な管理・運営がなされたと評価できる。

4 つつじが岡公園指定管理者の評価総括

- 「つつじまつり」期間中の広報やイベント開催は評価できるが、それ以外の時期では、広報、イベント実施等の利用者サービスに努力を要する。
- 清掃や花壇の手入れ等日常管理業務に努力を要する。
- つつじ古木群の管理について、今後も積極的な調査研究が求められる。
- 総合評価については、2年間「B」評価であり、仕様書等に基づいて立てられた事業計画とおりの成果・実績があったと評価できる。